

宮城県教職員育成協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の5第4項の規定に基づき、宮城県教育委員会が組織する同条第1項の協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、宮城県教職員育成協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に定める校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質能力の向上に関すること
- (3) その他校長及び教職員の養成、採用及び研修に関して必要な事項に関すること

(構成員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要に応じて招集し、教育長がその議長となる。

- 2 前項のほか、構成員（教育長を除く。）は、必要に応じて、教育長に対し、協議会の招集を求めることができる。
- 3 教育長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会に、第3条の協議事項について調査及び検討させるため、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 養成部会 指標及び教員の養成に係る諸課題に関すること
 - (2) 採用部会 教員採用選考に関すること
 - (3) 研修部会 教職員の研修の企画、計画及び運営等に関すること
- 2 部会は、それぞれ別表2から別表4までに掲げる者で構成する。
 - 3 部会にそれぞれ座長を置き、養成部会及び採用部会にあつては宮城県教育庁の教職員課長、研修部会にあつては宮城県総合教育センターの所長を充てる。
 - 4 座長は、必要に応じて部会を招集し、部会の事務を総括する。
 - 5 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長の指名する部会の構成員が、その職務を代理する。
 - 6 座長は、必要があると認めるときは、それぞれの部会に構成員以外の者の出席を求め

ることができる。

(事務局)

第7条 協議会並びに養成部会及び採用部会の事務局を宮城県教育庁教職員課に置き，研修部会の事務局を宮城県総合教育センターに置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか，協議会及び部会の運営等に関し必要な事項は，教育長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成29年4月13日から施行する。

別表1 協議会構成員

宮城県教育委員会教育長	議長
国立大学法人宮城教育大学長	
宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会長	
宮城県小学校長会長	
宮城県中学校長会長	
宮城県高等学校長協会長	
宮城県特別支援学校長会長	

別表2 養成部会構成員

宮城県教育庁	教職員課長	座長
	教職員課小中学校人事専門監	
	教職員課県立学校人事専門監	
	教職員課課長補佐（総括担当）	
	教職員課教員任用班長	
	教職員課研修免許班長	
	教育企画室室長補佐（総括担当）	
国立大学法人宮城教育大学	学長が指定する者	
宮城県教育委員会が教員として採用した者のうち当該大学を卒業した者の数に応じて座長が指定する宮城県内の私立大学	学長が指定する者	
宮城県内の市町村教育委員会	宮城県市町村教育委員会協議会教育長部会長が指定する者	仙台市教育委員会を除く

別表 3 採用部会構成員

宮城県教育庁	教職員課長	座長
	教職員課小中学校人事専門監	
	教職員課県立学校人事専門監	
	教職員課課長補佐（総括担当）	
	教職員課教員任用班長	
	教職員課研修免許班長	
	教育企画室室長補佐（総括担当）	
国立大学法人宮城教育大学	学長が指定する者	
宮城県教育委員会が教員として採用した者のうち当該大学を卒業した者の数に応じて座長が指定する宮城県内の私立大学	学長が指定する者	
宮城県内の市町村教育委員会	宮城県市町村教育委員会協議会 教育長部会長が指定する者	仙台市教育委員会を 除く

別表 4 研修部会構成員

宮城県総合教育センター	所長	座長
	副所長	
	企画調整班長	
	教職研修班長	
宮城県教育庁	総務課職員人事班長	
	教育企画室企画班長	
	教職員課研修免許班長	
宮城県仙台教育事務所	教育班長	
国立大学法人宮城教育大学	学長が指定する者	
宮城県教育委員会が実施する研修に協力する宮城県内の私立大学で座長が指定する大学	学長が指定する者	